

令和 8 年度前橋市オリジナル品種創出推進事業補助金交付要項
令和 8 年 4 月 1 日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所農政課（7 階）</p> <p style="text-align: right;">電話 027-898-6707（直通） 027-224-1111（内線3707） 電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp</p>

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>専門的な知識、技術とともに長期にわたる労力と費用がかかるオリジナル品種の創出に意欲的に取り組む果樹や花き生産者を支援し、市場優位性に配慮した園芸作物の生産振興を図ることを目的とします。</p>
内容	<p>補助対象者</p> <p>この補助金の対象者は、次の全ての事項に該当することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市内に事業所を置く農事組合法人 2 前橋市内に住所を有する農業者の組織する任意団体 3 前橋市内に住所を有する認定農業者 <p>ただし、任意団体については、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約が定められていることを条件とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 補助対象者は、市税を滞納していないこと 5 暴力団排除に関する要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
交付の対象となる経費	<p>品種登録するために、農林水産省に品種登録願（願書）を提出する際にかかる出願料及び審査手数料のうち、令和 8 年度中に審査手数料の支払いが完了した品種に係るものを補助対象とします。</p>

交付金額	<p>1 補助上限額：159,000円以内 ただし、1件の交付金額は53,000円を限度とします。</p> <p>2 補助率：対象経費の2分の1以内の額で、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。</p>
交付条件	<p>1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業完了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助対象者は、補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき、又は事業の全部若しくは一部を実施しなかったときは、当該額を返還しなければなりません。</p> <p>4 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
交付申請及び実績報告の手続等	<p>補助金の交付を受けようとする場合は、適用日以後から令和9年3月31日までに次の書類を提出してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです）。</p> <p>1 交付申請書（誓約書）兼実績報告書</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 審査手数料の納付が確認できる書類</p> <p>(2) 品種登録出願に係る受理証等の写し又は電子出願一覧表の写し</p> <p>(3) 出願が公表されたことがわかる書類</p> <p>(4) 市税完納証明書（発行から3か月以内のもの）</p> <p>ただし、市長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができます。なお、前橋市が市税の納付状況調査を行うことに同意する場合は、完納証明書の添付は不要です。</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定、確定時期等	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内あるいは品種登録の出願公表を確認後速やかに、補助金の交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>1 補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。</p> <p>(1) 補助金交付請求書</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交</p>

	還	<p>付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、補助金の交付決定のないよう及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 上記の規定は、補助金の額が確定した後においても適用されます。</p> <p>3 次の場合は、指定された期限までに補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した額を超える場合、超える部分の金額</p>
様式	申請書等の様式	<p>1 交付申請書（誓約書）兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>2 交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号）</p> <p>3 補助金交付請求書（様式第3号）</p>